

郵政民営化委員会（第80回）議事録

- 1 日時：平成24年8月6日（月）15：30～16：30
- 2 場所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎3階）
- 3 委員：西室委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員
- 4 議事：簡易郵便局の一時閉鎖に係る調査結果について

「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に 関する所見(平成18年12月20日郵政民営化委員会決定)」の見直しについて

○西室委員長

それでは、ただいまから「郵政民営化委員会」の第80回の会合を開催させていただきます。

本日は委員総数5名中、全員の御出席をいただいておりますので、定足数は当然のことながら満たしております。

それでは、お手元の議事次第にしたがいまして議事を進めさせていただきたいと思っております。

初めに議題の「1 簡易郵便局の一時閉鎖に係る調査結果について」、総務省の方から福岡部長、よろしく願いいたします。

○福岡部長

それでは、資料1をお配りしてございますので、これにつきまして御説明をさせていただきます。

6月1日のこの委員会におきまして、御指摘、御指示を受けました簡易郵便局の一時閉鎖に係る状況ということで、主に郵便局株式会社に詳細な実態調査を要請いたしまして、とりまとめられたものでございます。数字は全て本年6月末の数字ということでございます。

この資料1でございますが、最初にその「（参考）」のところをご覧いただければと思いますが、現在、簡易局数、これは全体として4,297局でございます。6月末の段階でこのうち一時閉鎖が232局ということでございます。もっともこの232局の中には先般の、昨年の中日本大震災による一時閉鎖の局が27局含まれているというものではございます。

それから、2つ目の○にございますように、これは民営化以降の数字を拾ったものでございますが、こちらの方はフローということで、これまで新たに一時閉鎖となった局が439、さらに民営化以降も増えているわけですが、併せて会

社側の努力ということで手数料の引き上げ等行いまして、この期間、解消を624局してきているということでございます。そういう意味で、括弧にございますように、民営化スタート時において417局ございましたものが今は232にまで減っております。ちなみにピークは20年の5月末で454局という一時閉鎖の局があったところでございます。

今回は特にこの232局の内訳ということで、上の表でございますが、民営化以前から閉鎖されていて、それが今もなお閉鎖されているというものが103局、それから、民営化後に一時閉鎖となったものが129局ということでございます。

調査の結果といたしまして、右側にございますように「受託希望もなく、再開の目処が立っていない局」というのが71局と21局で合わせて92局ということでございます。

簡単ではございますが、こういった実情調査の結果が出たところということでございます。

確かに御指摘を受けて調査をしておりますと、中には本当になかなか実態上、必要性が薄まってきているなというところもあろうかなという認識を持っております。

こういう形で実情がある程度明らかになったということでございます。

今後ということでございますが、当然、企業経営でございますので、限られた経営資源を有効に活用していくということでの経営判断というのは重要なことであろうかと思っております。

ただ、実際にこれを廃止というところにまで至るということになりますと、やはり近隣の住民の方々、あるいは地元自治体の理解が必要不可欠であろうかなというふうには思っております。

具体的な対応につきましては、まずはやはり郵便局会社において検討がなされるものであろうというふうに考えてございますが、総務省といたしましては、引き続き地元の利用者の方々の声には耳を傾けていただきたいと思ひますし、仮に廃止をする場合でありましても、この簡易郵便局に代わる代替サービス、現在でも他の局か周辺の局から涉外社員が巡回していらっしやったり、あるいは移動郵便局を開設してといったようなことをやられているようでございますが、こういったことを講じて利用者利便の著しい低下を招くことがないようにチェック、指導していきたいというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○西室委員長

ありがとうございました。

こういう調査、今回初めてだということでございますけれども、極めて短期間に 200 局を超える調査をしていただきまして、大変にありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して、どうぞ、老川さんから。

○老川委員

1 点教えていただきたいのですが、一番下に「民営化以降、新たに一時閉鎖となった局が 439 であり、現在までに一時閉鎖が解消された局数は 624 局」。現在までにというのはいつから現在までですか。つまり、この間の法改正があって、その後、今日まで、この短期間になるのですか。それとも改正前から閉鎖されても、もう一回復活できるものなら復活する、こういうことでやってきたということなののでしょうか。これどういう意味ですか。

○西室委員長

はい、お願いいたします。

○福岡部長

ここで書いてございます 439 局というのは、民営化がスタートした平成 19 年 10 月 1 日から今年の 6 月末までの間の約 4 年半強の間に一時閉鎖となった局ということでございます。ですから、624 局については、一時閉鎖になった時点は民営化以前のものも勿論入ってございます。

民営化後新たに閉鎖されたものがここに書いてございます 439 局なのでございますが、根っことしては、非常に大きな数字がございまして、この 624 局は会社の努力で、平成 19 年 10 月 1 日からこの 6 月末までの間に再開をした、させた局ということでございます。

○老川委員

ということは、閉鎖されたり何なりというのは、必ずしも民営化になったからとか、そういうことと関係なく閉鎖されたり、復活したり、こういうことなのですか。

○福岡部長

はい、そうでございます。民営化以前から新たに閉鎖をされて、また再開をしたという動きは常にございました。この 232 というのは、この 6 月末の段階で一時閉鎖のまま残っているということでございます。ですから、中には 1 月前に閉鎖されたものもあれば、ここにございますように 5 年、6 年、あるいは

もっと前に閉鎖されてずっと閉鎖されたままであるというものも含んだ数字ということでございます。

ちなみに傾向といたしましては、民営化前の平成16年～17年辺りからその閉鎖がリニアが増えてきておりまして、先ほど申し上げましたように、民営化後の平成20年の5月に454局というのがその時点で閉鎖されたままであったということでございます。ですから、民営化直後ぐらいまで、ずっと一時閉鎖が増えておって、解消していくのもなかなか間に合わないほど増えていって、そこから実は平成20年に入って手数料を引き上げたりして、その後もさらに閉鎖される局もあるのですが、解消していく局の方が増えてきて200局ぐらいまできた、そういう経緯でございます。

○西室委員長

ありがとうございます。ほかにどなたか。

はい、どうぞ、三村さん。

○三村委員

具体的に詳細に調べていただきまして、ありがとうございます。

やはり拝見しますと、一時閉鎖の理由として、かなり合理的な理由も多いようでございます。非常に人口が減少しているとか、立地条件が悪化しているとかということでありますので、やはりある一定期間を置いた中で、地元の方の意向もきちんと確かめられた上で適切な処理をされていくという方向性がいいのではないかと思います。

そのときに確かに先ほど御指摘ありましたように、やはり限られた人的資源でありますので、それを大切、有効に使うという視点から別の代替手段を例えば工夫していただくとかという形の中でやっていただくのがいいのではないかと思います。

また、今後もこういったような状況になりましたら、その現状についてきちんと情報を集めて精査していただくということが続けていただければと思います。

○西室委員長

ありがとうございます。

これはもう是非とも今後ともそういうことでやっていただきたいのですが、ほかに委員の方から御発言ございますか。

はい、どうぞ。

○清原委員

ありがとうございます。清原です。

今回、短期間にお調べいただき、ありがとうございます。

その中で、本日、現時点で再開のめどがないというところが92ということも報告されたわけですが、しかしながら、その再開のめどがないという理由については、今、三村委員もおっしゃったように、それなりの合理的な理由があつての再開のめどが立っていないということもよく分かりました。

その上で、先ほどこのような場合には、代替サービスとして、近傍の郵便局の渉外職員の訪問であるとか、あるいは場合によっては移動郵便局による対応をするということで、代替サービスについて進めていらっしゃるというふうにも御報告いただきました。

そういうことであれば、地理的な事情ですとか、あるいはそれまでの経過もあるかと思えますけれども、何らかの代替サービスということについて、この再開のめどが立っていない地域でもこれまでの実践を通して、それなりの補完と言うのでしょうか、それができているというふうに認識してよろしいのかどうか。その辺はさらに詳細な調査が必要なのかもしれませんけれども、現時点得ていらっしゃる感触で、その辺はいかがでしょうか。

○西室委員長

どうぞ。

○福岡部長

現在、232局の一時閉鎖局への対応ということでは、今、御指摘がございましたように、近隣の渉外局員の巡回という部分につきましては、まだ十分調査ができてございませんが、出張サービスという形で近くの窓口、例えば公民館などが使えるようであれば、そこにあらかじめ日時をお知らせしておいて、週に1回か2回、社員がそこに出張して行って窓口を開いてお客様の相手をするというのが今、51か所ぐらいでやっております。

移動郵便車につきましては現在3か所で、これも移動郵便車としては、とりあえず今、大震災の方で被害を受けた局の対応を優先しておりますので、それ以外の地域では今、1台だけ使って3か所を回っているだけなのですが、そういう取組みを現在しているというように伺っておるところでございます。

○西室委員長

どうぞ、清原さん。

○清原委員

ありがとうございます。

今回の法改正で「ユニバーサルサービス」ということも義務づけられたわけですが、それをどう理解し、対応していくかということなのですが、特に人口が過疎化等により減少しているところで、いかに簡易郵便局といっても、やはり一日中お客様を待っているというのはなかなか厳しいことだと思います。むしろあらかじめ定められた日程で、週1回であれ、2回であれ、サービスを保障するということが代替できるのであれば、それも実質的には有効な取組みであるかと思えますし、移動郵便局と言うのでしょうか、それもどちらかと言えばATMと言うか、ゆうちょ銀行さんのものの移動が好評であるというふうに被災地の声としても伺ったことがございます。そういうことだと思いますので、地理的条件、地域のニーズに合わせてきめ細かく代替補完などができるということを確認しつつ、再開のめどがないということをもってして、それだけでサービスの低下というふうに判断しなくてもよいのではないかなというふうに今の御説明を伺って感じました。

以上です。

○西室委員長

ありがとうございます。

それでは、色々委員の先生方からの御指摘もございましたけれども、この調査をやっていただいたということで、簡易郵便局の一時閉鎖の実態というものが明らかになってきた。そうすると、それに対する対応についてよく御配慮いただいて、それで、簡易郵便局を今後どういうふうにしていくか。是非ともこの先もう一歩進んで調査と対応をやっていただきたいというふうに思います。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

○米澤委員長代理

今、西室委員長が言ったのと同感で、私、ここの上がってきた数字、特にこのめどなしの92ですか、本当にこれは致し方ないなという感じがしています。ただ、今、色々言っていたように、それなりの工夫が必要かなということかと思えます。

今後、今、西室委員長がおっしゃったように、もう少し上のレベルでどのぐらいニーズがあるのかどうかというのを、それほどすぐでなくていいのですけれども、やはり調べておいていただきたいと思えますね。一日当たりお客さんはどのぐらいか等の視点からですね。

それで、今後はこれ以上増やすことはほとんどないと思うので、そうすると、どうしても減らす方向の必要がでてくるときにやはりそういうデータがあると少し客観的に判断ができます。それから、ユニバーサルサービスと言っても、それはできないものはできないということもございますので、そのところの客観的な判断ができるためにも少し基礎的なデータを揃えていただければ。何かしらあるかと思うのですけれども、それを整理していただくとうれしいかなと思っております。

以上です。

○西室委員長

それでは、色々発言ございましたが、特にこれから先の対応の中で、移動郵便局というのは先ほどの御説明で使えるものは今、1つしかないというお話で、これは郵便局会社の方では今後の拡張計画もあるようにも伺っておりますから、そういうものも配慮に入れながら将来の計画もしっかりと持って、そして対応をする。全く可能性がなく、必要もないということでしたら、それを母数から外すということもしておかないとどのくらいプロGRESSがあったかというのは分からなくなってしまいますので、是非ともその辺、御配慮をよろしく願いいたしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

それでは、議題の1につきましては以上で討議を終わらせていただいて、次に議題の2に移らせていただきたいと思います。

前回、緊急にお集まりいただきました7月31日の会合に引き続きまして、従来、なお、この前の民営化委員会が出しました「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見（平成18年12月20日郵政民営化委員会決定）」、この見直しについての議論をさせていただきたいと思います。

これまで、会合においても、なお色々活発な御議論頂戴いただきましたけれども、委員の皆様方の意見が一致した点もございますし、それから、委員の皆様方から様々な意見もお寄せいただいた、そういう点もございます。それはできる限り色々なことで細かく事務局も気を遣って、それで、それをしっかり埋め込みながらこの試案を用意させていただきました。

皆様方の御意見が入った形での試案、それを事務局の方から読み上げていただきたいと思います。よろしく願いします。これは南さん。よろしく願いします。

○南事務局次長

それでは、お手元の資料2、まずタイトルの方も「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」というふうにタイトルも改まっているところでございます。

では、読み上げさせていただきたいと思います。

このたび、議員立法として郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が成立し、郵政民営化の基本的な方向性は維持しつつ、現状の課題を解決し、公益性・地域性を発揮した、よりよい郵政民営化を実現するための法令が整備された。これにより、改めて郵政民営化を推進する環境が整えられたことを踏まえ、また、その成果を広く国民に速やかに行きわたらせるべきとする国会でのご議論及び政府からの要請を受け、当委員会としても、できる限り速やかに必要な議論を再開することが重要と認識している。このため、当委員会では、

- ① 郵政民営化法の改正により、郵政民営化は「株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための改革」を目的とするものであることが明記されるとともに、郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスの全国あまねく公平な提供の確保が、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）の責務として課せられることとなったこと、及び郵政株式凍結法（日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律）が廃止されるに至ったこと
- ② 郵政民営化の開始後、既に5年近くが経過し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融二社」という。）においては金融庁の監督・検査の下、一般の金融機関として様々な態勢整備に努めてきたこと、全国銀行データ通信システム（全銀システム）への接続、全国銀行協会（特例会員）及び生命保険協会（特別会員）への加入が認められたこと等、郵政民営化を取り巻く状況にも変化が生じつつあること
- ③ 日本郵政の株式の売却収入が、東日本大震災の復興財源として法的に位置づけられ、金融二社を含む日本郵政グループの企業価値の向上が、国民的に大きな関心事項となっていること

などを考慮し、金融二社の民営化を推進することの意義と新規業務の位置付けに関する認識、移行期間における新規業務に関する調査審議の考え方等を再点検し、民営化後の取組状況や郵政民営化法改正法の成立等の状況の変化を踏まえ、その内容を見直すこととし、その結果を下記により取りまとめ、

このたび、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」として公表することとした。

1 郵政民営化と所見の意義

金融二社には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されているが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされている。

金融二社の新規業務の認可等については、申請が行われた段階等で、当委員会が意見を述べることとなっているが、金融二社の準備期間や関係業界の金融革新に向けての経営環境見通しの確定の必要性等を考えれば、事前に当委員会の方針を示すことによって、予見可能性を与え透明性を高めることが必要である。

2 郵政民営化と新規業務

① 民営化の意義と金融二社のビジネスモデル

郵政民営化については、全体として、国民の便益の改善、民間秩序との整合性の確保及び移行期間内における金融二社の株式完全処分を目指すこととされている。ただし、今般の改正により、従来、郵政事業のそれぞれの分野が独立して民間秩序との整合性を確保することが目指されていたのに対し、改正法の下、郵政事業については、郵便局を基盤に、一体としての的確に経営するための体制を整えながら民間金融機関としてふさわしいビジネスモデルへの革新を図ることが求められるに至った。また、株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりないが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされた。これらの改正の趣旨を踏まえて、郵政民営化を着実に推進しなければならない。

また、少子・高齢化社会において活力ある経済社会を実現するためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠である。法改正後の郵政民営化を推進する際にも、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならない。民営化後の金融二社は、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まると考えられる。

金融二社が民間金融機関としてふさわしいビジネスモデルへの革新を図る上では、そのミッションを明らかにしていくことが期待されるが、その際、日本郵政グループ全体に求められる社会的責任を今後どのように果たしていくべきか、という観点からの取組みも課題となる。

② 金融二社の経営の現状

民営化後の金融二社については、その巨大な規模や全国的なネットワーク等から、強い競争力を有するという指摘があった。しかしながら、民営化前の郵貯・簡保は、政府保証の下で法定の業務を実施してきたこと、更に民営化後も業務制限に服してきたことの結果、郵便貯金銀行では定額貯金による調達と国債による運用に偏ることに伴う金利リスクに偏ったリスク構造、郵便保険会社では商品が養老保険に偏ることなど顧客ニーズに十分対応できないことに伴う構造的縮小リスクを抱えている。また、リターンの面でも、郵便貯金銀行では経常収益のほとんどが資金運用収益であり、郵便保険会社では民営化前の契約を含めた保険契約件数の急速な減少に伴い、保険料収入の減少が継続する構造となっている。このように、リスクとリターンの構造からみると、現在の金融二社のビジネスモデルには競争力や成長性に課題があり、民営化後も、郵便貯金銀行では貯金残高の減少が止まりつつあるものの、大幅な資金流出が、郵便保険会社では新規契約は若干回復傾向にあるものの、保有契約が減少し、総資産の減少が続いている。このような傾向が今後とも続けば、全国の郵便局を通じてリテール・サービスを提供するという金融二社の製・販分離のビジネスモデルを維持することが困難となるばかりか、ひいては日本郵便株式会社のユニバーサルサービス責務の履行にも支障が出る懸念される。

なお、金融二社の経営効率化については、とりわけその内部管理等の面において、金融庁の監督上の措置や様々な検査結果を踏まえ、その改善を抜本的に進めて行くことが課題である。

③ 株式上場・処分の意義

民営化された郵政事業の運営においては、グループ全体として、経営コストの抜本的見直し等により、経営の効率化を進め、株式会社としての経済合理性と株主の信認を確保することが重要である。さらに、国民が広く株式を持てる機会を得られること、内部管理態勢の充実が図られることなどの点で、株式上場は大きな意義を有する。また、東日本大震

災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において、日本郵政の株式について、できる限り早期に処分するものとするとして規定されたところである。

このため、日本郵政の株式の早期上場に向けた準備を進めるとともに、金融二社の株式処分に係る方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことが期待される。

上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要である。また、一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠と考えられる。

また、金融二社の株式は、その親会社である日本郵政の株式と同様、歴史的に蓄積されてきた国民共有の財産としての性格を有し、金融二社の株式に対する市場の評価は、それが資産の大宗を占める日本郵政の株式価値、評価へも多大な影響を及ぼす点に留意することが必要である。

④ 政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置

民営化後の金融二社については、他の民間金融機関とは異なり、日本郵政による株式保有が存在する限り「暗黙の政府保証」が残存するため、その間は新規業務を一切認めるべきではないという指摘がある。しかし、民営化の実施後も「暗黙の政府保証」が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。

前述の民営化の意義に照らせば、政府保証は制度面で廃止されているが、こうした誤解をも払拭していくことが不可欠である。金融二社は、民営化後、政府保証が存在しないことを周知するとともに、政府においても、郵政民営化担当大臣による談話の発表や政府広報によりその払拭に努めてきたことから、政府保証に対する誤解は払拭されつつあるが、関係各方面において、引き続き積極的に努力すべきである。

⑤ 内部監査・コンプライアンス態勢等の整備

民間金融機関においては、市場規律に従ったガバナンスの確立のために、内部監査・コンプライアンス態勢が整備されていることが不可欠となっている。金融二社がこうした民間金融機関と同等の態勢を備えるべきことは当然である。その際、統合的なリスク管理の実施という課題にも一層積極的に取り組む必要がある。

金融二社及びこれらの代理業務を営む郵便局株式会社（平成 24 年 10 月 1 日以降は日本郵便株式会社）においては、監督上の措置を受けて犯罪防止態勢の整備を進めてきているが、この態勢をより充実させるべく、金融二社及び日本郵便株式会社が連携して対応していくよう強く促していく必要がある。

また、金融二社と他の金融機関との業務提携は、内部監査・コンプライアンス態勢整備の上でも有効であり、郵政民営化の目的にも資するものと考えられる。

いずれにしろ、内部監査・コンプライアンス態勢に係るこうした取り組みは、金融二社のビジネスモデルの革新の基礎となるものであり、その重要性については、いかに強調してもし過ぎることはないを考える。

⑥ 利用者保護及び検査監督態勢

金融行政は、本来、利用者保護の立場から行われるものである。したがって、民営化後の金融二社に対しても、その立場から、他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督を実施することが必要である。

3 新規業務に関する調査審議の方針

(1) 基本的な考え方

新規業務に関する調査審議の視点としては、郵政民営化法において、基本的に適正な競争関係の確保、利用者への役務の適切な提供、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情及び金融二社の経営状況の観点から行われるものとされている。これらを踏まえた調査審議の基本的な考え方は、以下のとおりである。

① 共通的な視点

ア 利用者利便の向上

郵政民営化の目的の一つは競争の促進による経済の活性化であり、新規業務を考える際の重要な視点は、金融機関全体のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である。利用者利便性の向上に当たっては、地域住民の利便の増進に資するため、郵便局ネットワークの強みを発揮した取り組みを行うことも、重要なポイントである。

イ 適正な競争関係の確保

郵政民営化法は、利用者利便の向上をその目的の一つとしており、この点では、独占禁止法や金融商品取引法等と共通の性格となってい

る。新規業務の検討に当たって考慮すべき適正な競争関係の確保についても、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきである。その際、参入する市場の性格、外部環境の変化等についても、必要に応じ考慮すべきである。

適正な競争関係の確保の観点については、郵政民営化法において議決権比率等が尺度として例示されているが、その趣旨を踏まえれば、形式的な比率のみならず、株式処分のスケジュールや株式市場における企業価値向上への期待の形成の必要性を考慮するとともに、株式市場からの規律が不十分な場合には、各種の取引において経済合理性が浸透しないおそれが残りやすいことから、内部管理態勢の整備状況等についても一層の考慮が必要である。この点は、利用者への役務の適切な提供の観点からも重要である。

また、他の金融機関等との間の競争関係に影響を与える事情を考慮するとの観点からは、株式処分の方針が明確化されることを期待する。

手法の面では、現在の金融行政の手法が事後チェック型となっている中で、金融二社の業務規制では、官業として拡大してきた経緯から、通常の行政手法に留まらず、事前の要件審査と事後の条件付けが必要となるものである。その運用に当たっては、事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべきである。

ウ 金融二社の経営状況

金融二社の経営状況の観点については、金融二社を郵政民営化の目指すところに着地させるという視点が重要であり、民間金融機関としてのリスク管理と顧客へのサービス提供によるリターンの確保、日本郵政グループの公益性を含めた企業価値の最大化、郵政事業の確実な実施を通じた国民全体の利益の最大化といった事項を中・長期的観点から勘案することになる。

また、金融二社においては、2②の構造上の問題に対処するため、ビジネスモデルの革新に向けた柔軟な取組みが急務であり、そのためには経営陣が方針を示し、全社一丸となった取組みを行うための態勢整備が必要である。ビジネスモデルの革新による構造上の転換を図ることは、金融市場を通じた資源配分の効率化や経済の活性化にも資するものと考えられる。

② 業務の特性に応じた調査審議の準則

業務の特性に応じた調査審議の考え方としては、以下のような準則が考えられる。新規業務の導入については、これらの点を踏まえて検討されることが望ましい。

なお、その際には、個々の業務ごとの検討のみならず、業務間の相互関係にも留意する必要がある。

ア 定型的業務か、非定型的業務か

株式市場からの規律が不十分な場合には、各種の取引において経済合理性が浸透しないおそれが残りやすいことに鑑みると、これに伴う弊害が発生しにくい定型的な業務よりも、非定型的な業務については、内部管理態勢の整備状況等について、一層の考慮が必要である。

イ 市場価格の存在する業務か、相対で価格形成を行う業務か

上記と同様の観点から、市場価格が存在すること等により価格の合理性が担保されやすい業務よりも、相対の取引により価格形成が行われる業務については、合理的な取引条件が設定されるかどうか等について一層の考慮が必要である。

ウ 資産負債総合管理（ALM）からみて緊要性の高い業務か、低い業務か

民営化後の金融二社の健全経営のためには、早期に顕在化するおそれが強いリスクについては、ヘッジ等による管理を有効に行えるよう、可及的速やかに対応していく必要がある。

郵政民営化後、市場性のリスク等に対応して的確な資産負債総合管理を行うために必要な業務は、既に運用対象の自由化のための業務制限緩和の認可により措置されている。しかしながら、郵便貯金銀行のリスク・リターンの構造には依然として強い偏りが残されており、民間金融機関にふさわしいポートフォリオを構築できるようなビジネスモデルに転換して行くことが喫緊の課題である。

エ コア・コンピタンスとの関係が強い業務か、弱い業務か

民営化後の金融二社がリターンを得るためには、顧客の望むサービスを提供することによりその支持を獲得していくことが必須である。コア・コンピタンスとの関係が強い分野では顧客のニーズを把握しやすいが、弱い分野では適切な業務の実施が可能かどうか等について、一層の考慮が必要である。

(2) 当面の対応

① 新規業務開始のタイミングについての考え方

金融二社の財務内容に鑑みた、リスク管理手段の多様化のための運用対象の拡大は、既に認可されている。この他、郵便貯金銀行におけるクレジットカード業務（カードローンによる与信業務を含む。）及び住宅ローン等の媒介業務、並びに郵便保険会社における入院特約の見直し及び法人向け保険商品の受託販売等が認可されている。新規業務の調査審議の所見の内容に照らし、これらの既に認可された業務と同様に、金融二社が直面するリスク（金融情勢の変化により新たに生じたものを含む。）に対応するもの、既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はないと考えられる。その他の新規業務については、上場に向けて市場の評価を高めることが期待できる適切なタイミングでの実施が課題である。

② 個別業務の調査審議についての考え方

新規業務については、事前に満たすべき要件として、内部管理や顧客保護等の業務遂行能力を十分具備している必要がある。また、適正な競争関係の確保については、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることとする。

具体的な要件と条件の設定については、個別業務ごとに異なる。これについては、当委員会の委員が実態を更に調査した上で、要件や条件について審議を行っていくこととする。

以上でございます。

○西室委員長

どうも南さん、長文をご苦労様でございました。ありがとうございます。

それでは、ここにお示ししました試案でございますけれども、これを基にして皆様方に自由に御議論を頂戴したいと思います。

この前の集まり、それから、その後それぞれのところから色々な指摘をして、それで練り上げた上でこの試案ができておりますけれども、まだ、これを通読

すると、なお、お気になるところ、あるいは何でも、どういう御指摘でも結構でございますから、よろしくお願いしたいと思います。

○老川委員

よろしいですか。

○西室委員長

はい、どうぞ。

○老川委員

大体内容的には前回の議論がほぼ反映されておりますし、大分最初の表現からすると分かりやすくなっているなと思いますが、ただ、それでもまださっと見ただけで頭に入らない、名詞で括ってしまっているような、例えば、いや、全部やると大変だから例だけちょっと言いますと、一番最初の①のところで、3行目「郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスの全国あまねく公平な提供の確保が」とのところは、例えばここを「ユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することが」とこういうふうにならんと直すだけで大分平たく頭に入るのではないかと思うのです。大して行数には変わりないと思いますので「ユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することが」と直したらいいかなと思いますし、それから、書き出しのところの郵政民営化法の改正により、郵政民営化は、かぎ括弧で株式会社にと。この株式会社にというの、いわゆる日本郵政株式会社のことを指しているのだと思うのですが、普通名詞の株式会社という意味なのかなというふうにも読めてしまうので、これはどちらなのですか。やはり日本郵政株式会社のことなのでしょうね。

○南事務局次長

そのとおりでございます。

○老川委員

であれば、そういうふうにした方が、繰り返しになるかもしれないけれども多分はつきりするのではないかと思うのです。

○西室委員長

南さん。

○南事務局次長

よろしゅうございますか。

○西室委員長

はい、どうぞ。

○南事務局次長

まず1点目のユニバーサルサービスのところは、実はこれは法律の文言をそのまま引かせていただいております、ユニバーサルサービスを提供するのは実は子会社の方の日本郵便株式会社でございます、全体がそういう提供される仕組みを親会社の方の日本郵政はその仕組みを確保するというのを義務づけているものですから、非常に表現としてはまどろっこしい表現に実はなっております、ここでは親会社の方の責務の表現なものですから「提供の確保」という言い方に実はしてしまっているというのは1点でございます。

それから、今回の民営化法の改正では、いわゆる公社、あるいは国ではない、株式会社にその的確な経営を行わせるための改革だというふうに改正法の目的を一部改めた点がございますので、ここは法律の文言そのものを使わせていただいている。その趣旨は公社でも国営でもない一株式会社の形態で、しかしそれを的確に行わせることが郵政民営化なのだというふうに定義を一部改めたことを反映させていただいているということでございます。

○老川委員

そうであれば、かぎ括弧を「的確に」のところからにして、その前は「株式会社形態によって」というふうにした方が分かりやすいと思います。

○西室委員長

法律そのもので決められたものの言葉をそこでリピートするのは正しいと言うよりは、むしろこれをお読みいただいた方が分かりやすいように変えた方がいいような気がしますので、そういうことで、ほかの委員の方々もよろしゅうございますか。そのかぎ括弧の外にやる。「的確に」というところからかぎ括弧にして、それから、「郵政民営化は」のところは「株式会社の形態によって」。

○南事務局次長

はい。

○老川委員

民営化というところは。

○西室委員長

はい、そうですね。何しろ、この部分はこの前にもっと長い文章がたくさんあったのですっきりしたのですけれども、いずれにしてもこの本文始まってから3行目のところから最後のところまでワンセンテンスなんですね。長大なセンテンスなものですから、なかなか読みにくい。

しかし、これをばらばらにするという努力をするよりは中身は正しいということの方が大事だと思いますので、差し当たってこれはセンテンスの長いのはそのまましていただきたいということでございます。

ほかにどなたかございますか。

○南事務局次長

その確保のところは少し表現ぶりを改めさせていただいた方がいいですか。

○西室委員長

ええ、その確保のところも法律にそう書いてあるのは分かるけれども。

○老川委員

書いてあるのはわかりますが、法律の文章そのまま引用するのであればかぎ括弧にして引用すればいいし、そういう法律の趣旨をそのまま書くということであれば、地の文でやるのであったら、「サービスを」というようなふうにして、意味は変わらないわけですから。

○南事務局次長

分かりました。

○西室委員長

これはちょっとその文の書き方については、今、決めないと、これで最終にしまわれないといけないので、今、決めてしまいましょう。

○南事務局次長

ちょっと法律に則して言いますと「ユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが」というふうにつけさせていただければ。

○西室委員長

提供することを確保すること。

○南事務局次長

「を確保すること」が日本郵政の責務でございます。

○西室委員長

はい。「提供することを確保することが」ということに。

○南事務局次長

とさせていただければ。

○西室委員長

確かにこの方がわかりやすいですね。

○南事務局次長

はい。

○西室委員長

ほかにも、どういう点でも結構でございますから御指摘いただければと思います。

○三村委員

細かいことですけど。

○西室委員長

はい、どうぞ、三村さん。

○三村委員

あくまで、これは気になっているというだけなのですけれども、4 ページ目の「政府保証の廃止」というところですが、この部分で「払拭していくこと」、「払拭していくこと」、「払拭していくこと」が3 回続いています。私は「談話の発表や政府広報に努めてきたことから払拭されつつある」でいいのではないかなと思ったのですね。3 回続けていうと、余りにも強調し過ぎと思います。

○西室委員長

そうですね。ちょっとくど過ぎる。レペティションが多過ぎるという感じがしますね。

○三村委員

そうすると、それでも十分意図は通じると感じがいたします。あくまで印象で。

○南事務局次長

そうしましたら、「政府においても、郵政民営化担当大臣による談話の発表や政府広報に努めてきたことから、」というふうに。

○三村委員

ええ、申し訳ございませんが。

○南事務局次長

はい。分かりました。削除させていただきます。

○西室委員長

それでは、その「よりその払拭」を消して、それで、「政府広報に努めてきたことから」ということで書き直す。

ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

○清原委員

ありがとうございます。これまでの議論を大変構造的に分かりやすくまとめられてきたと思います。

特に、私、この間この役割を引き受けさせていただいて、重要だと思っておりますのが、よって立つ郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が議員立法であったということをごさいますて、それが所見の冒頭に「このたび、議員立法として郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が成立し」というふうに明確に示されているというのは、私は大変重要な意義があるというふうに思っています。

したがって、国会での議論ですとか、あるいは衆参両院での付帯決議なども随所に反映される内容にできたということは、私のような立場からは大変重要だと思っております、その点から、これは修正する意見というのではなくて、私自身、今後、重要だと思っているのが5ページ以降の「新規業務に関する調査審議の方針」としてまとめられているところです。

この方針がまさに法改正の趣旨を踏まえて整理をしている内容だというふうに一委員として意義を再確認しているところです。

すなわち、基本的な考え方は勿論ですが、共通的な視点の第一に「利用者利便の向上」というのがまとめられているところで、この点については私も地方公共団体、自治体の立場でございますので、郵政民営化の目的が「競争の促進による経済の活性化」であるだけではなくて、やはり「利用者にもたらされる利便性の向上」でなければいけない。これが第一義的に挙げられ、今回、私の意見を反映していただきまして「利用者利便の向上に当たっては、地域住民の利便の増進に資するため、郵便局ネットワークの強みを発揮した取組みを行うことも、重要なポイントである」というふうに、これは国会の付帯決議の文言であります「地域住民の利便の増進に資するため」というのをあえて入れていただいたのですが、やはりこれは重要なポイントだと思います。

併せて、5ページの「適正な競争関係の確保」というところですが、下から5行目のところから「他の金融機関等との間の競争関係に影響を与える事情を考慮するとの観点からは、株式処分の方針が明確化されることを期待する。」こういう記述を明記できたということ、これは私たちの委員会の範囲でできることではないかなと思うのですね。

○西室委員長

そうですね、もっと全部のスケジュールをちゃんとはっきり書けという御意見もあったし、それから、そこまでは書き切れないのではなかろうかということ。

○清原委員

と思ひまして、この表現が現時点で西室委員長の御判断もありますように、このような記述に私は了承をしたいと思ひます。

なお、最後にですが、私たちとしては、まずはスタートをしなければいけないのですが、7ページ以降、(2)として「当面の対応」というふうに整理を今回することとなりました。当面の対応で、①として「新規業務開始のタイミングについての考え方」と②として「個別業務の調査審議についての考え方」が書かれているのですが、この当面の対応は、この前半と極めて整合性のある整理ができたというふうに思っています。恐らくは、では、当面の後の今後どうなるのかという御質問は委員の外からは承るかもしれないのですが、私としてはそれまで記述させていただいてきたさまざまな状況からかんがみて、まず、現時点ではこの(2)の「当面の対応」というところをスタートとさせていただくということで、私はまず今回の所見の意義を感じているところです。

以上、修正とか改正の意見ではなくて、読まれる立場で多様な反応があるかもしれませんが、私としては現時点の委員会の責務の範囲として、まずここから始めさせていただいたら委員の一人としてはありがたいというふうに確認をさせていただきました。

以上です。

○西室委員長

大変ありがとうございます。

特に最後に御指摘になられた「当面の対応」と書いてありますところは、実はこれから先、状況が変化すれば、これに関わらず、また新しい方針というものは出していかなければいけないというのは当然のこの委員会の責務ですから、そういうことも含みを持たせて「当面の対応」ということで、まさにおっしゃるとおりだと思います。

それでは、どうぞ、米澤さん。

○米澤委員長代理

今の御意見でほとんど私から言いたいことは述べられているので、余り付け加えることないかと思いますが、特に今言った、説明された5ページの「ア 利用者利便の向上」というところ、それはもうそのとおり、もっともだと思ひますし、少なくとも、まだ完全な普通の民間の金融機関ではないわけですので、違いを明確化するためにも、それから、民営化する過程においても、この「ア 利用者利便の向上」というのは一番のキーポイントになるのではないかなと思ひしております。

それから、全く同じで、下から、今度はそのページの5行目ですか。色々委員長おっしゃったように、この程度に書き込むところが精一杯かなという感じだと思いますが、あと、運用の方で、やはり、私としてはこれから色々認めていってあげたいと思いますので、その際に、やはりより明確化されることを期待するということは本当に期待するということを生かして行って、株式売却計画がない下での事業拡大にならないように注意して行って、それはまさにこの委員会のこれからの在り方にも関わってくるかと思っておりますので、そのところは重要になるかなと思っております。

以上です。

○西室委員長

ありがとうございます。

それでは、ほかに。三村さん、何かあとございますか。

○三村委員

いえ、大丈夫です。

○西室委員長

よろしいですか。

文章が長過ぎて読みにくいという全体の問題はもう一つあるのですけれども、ちょっとこれを直し始めると大変ですから、この辺で一応、成案としてこれを試案にしたい。ということは、つまり、この、先ほど読み上げていただきましたものの中で、第1ページの①のところで、南さん、では、そのところを読んでいただけると。

○南事務局次長

はい。3点御指摘を頂戴したというふうに考えております。

まず1点は1ページ目の①のところでございますが、「郵政民営化は株式会社の形態によって」、その後にかぎ括弧をスタートさせまして、「的確に郵政事業の経営を行わせるための改革」を目的とするもので」云々とうこう続きます。

2点目の改正は、同じ①の中のユニバーサルサービスから続く部分でございますが、「ユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが」、というふうに改めさせていただきたいというのが2点目でございます。

3点目の修正は三村先生から御指摘いただいた4ページ目の④のところの最後から3行目でございますけれども、「談話の発表や政府広報に努めてきたこ

とから」、というふうに続けさせていただいて「よりその払拭に」を削除させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○西室委員長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、今、確認をしていただきましたけれども、この試案の中で3か所の修正で、まずここでこれをパブリック・コメントをいただくようにしたいということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○西室委員長

はい。どうもありがとうございました。

どうも事務局にはもう多数の人から行ったり来たりになってしまって、色々なところで御苦勞があったと思いますけれども、どうもありがとうございました。

それでは、差し当たって、これで本日の議事そのものは終わりですね。

あと、何か特に御相談することございますでしょうか。

それでは、これで決定をさせていただいて、準備が整い次第、報道発表。これは今日、中身についての発表はまずさせていただきますけれども、その後ホームページに掲載するなど公告をして、広く意見募集をしたい。それで、このパブリック・コメントの期間、大体3週間程度ということで考えさせていただきたいと思います。

○南事務局次長

委員長、1点よろしゅうございますか。

○西室委員長

はい、どうぞ。

○南事務局次長

今日は会見のときに原案を修正する点が間に合いませんので、3点修正加わった点を付け加えさせていただきまして、明日ホームページの方にこの3点修正したものを反映した形で、明日からパブリック・コメント、スタートさせていただきたいというふうに思っております。

○西室委員長

はい。それでは、一応8月末をめどにして、関係者からの意見の聴取を終わりにしたいと思っておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

次回の日程につきましては、また、別途事務局から御案内をさせていただくということでございます。

それでは、以上をもちまして「郵政民営化委員会」の第 80 回の会合、これで閉会にさせていただきたいと思えます。

本日の模様につきましては、これに続いて私が記者会見をさせていただくということでお任せいただきたいと思います。

どうも、本日はありがとうございました。